

(案)

「人権が尊重されるまち」指標

– 大阪市を「人権が尊重されるまち」へ –

(令和6年度版)

令和7(2025)年3月

大阪市

はじめに

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」です。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、さまざまな取組みを進めてきました。平成19(2007)年12月に、大阪市人権施策推進審議会からの「今後の人権行政のあり方について(答申)」を受け、平成21(2009)年2月に、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。

本計画では、「人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進める」としており、人権の視点からの施策や取組みを全庁的に推進することとしています。また、「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）、「人権相談・救済」を人権が侵害されたもしものときの備え（エアバッグ）と位置づけ、平成22(2010)年10月に、人権問題に対応する総合的な拠点施設としての「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しました。

さらに、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、平成23(2011)年10月に、多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みの推移や現状を示した「人権が尊重されるまち」指標を取りまとめ、以降、毎年度改訂しています。

今後とも、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」のもと、この「人権が尊重されるまち」指標を活用し、「国際人権都市大阪」の実現に向けて、さらに取組みを進めています。

目 次

I 人権尊重のまちの実現に向けて	1
II さまざまな人権課題への取組み	3
(1) 女性 — 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち —	4
(2) こども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち —	8
(3) 高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち —	13
(4) 障がいのある人	
— 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち —	15
(5) 同和問題（部落差別）— 差別のないまち —	18
(6) 外国人— 多文化共生のまち —	21
(7) 個人情報の保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち —	24
(8) 犯罪被害者等への支援 — 地域の人々の理解や協力が得られるまち —	26
(9) ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち —	28
(10) L G B Tなどの性的少数者 — 自分らしく生きることができるまち —	30
III 人権行政の推進	32
(1) 人権啓発・相談の取組み	33
(2) 人権行政の担い手づくり	34
(3) 人権の視点からの行政運営の推進	
—「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み —	35

※ 各項目の太字・網掛けの数値は目標値を示し、細字・網掛け無しの数値は実績値を示しています。

I 人権尊重のまちの実現に向けて

「人権」とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、安心して生きる権利、自分で自由に考え方を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、基本的で具体的な権利の総称です。

一方で、人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中をつくるための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損なうことがあってはなりません。

「大阪市人権尊重の社会づくり条例」には、「市民は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、本市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するものとする。」として、人権尊重の社会づくりに向けた市民の責務がうたわれています。市民一人ひとりが人権に関する高い意識や関心を持つとともに、市民が「人権が尊重されている」実感を得ることが、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組みへつながっていきます。

さらに、人権尊重の理念を実現し、大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くためには、行政だけでなく、市民や民間企業、大学・研究機関などと行政、市民相互が協働して取組みを進めていくことが必要不可欠です。企業にもまた、その活動において人権問題や環境問題に積極的にかかわり「企業の社会的責任」を果たすための取組みが求められています。

大阪市では、すべての市民の「人権が尊重されているまち」の実現をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、市民や企業などの人権に対する関心と意識の向上に向けた啓発を積極的に行うとともに、さまざまな人権問題に対応するべく、全市をあげて、また、市民、地域団体やNPO、企業など地域社会の担い手と連携・協働しながら、人権施策を進めています。

基本指標

項目	各年度の状況		
「人権に関心がある」と答えた市民の割合※1	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 65.0%	令和2年度 69.1%
	民間ネット調査	令和4年度 54.8%	令和5年度 58.4%
「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合※2	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 52.9%	令和2年度 60.1%
	民間ネット調査	令和4年度 53.0%	令和5年度 56.2%
			令和6年度 55.4%

※1 「関心がある」、「少し関心がある」と答えた割合

※2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

(注) 「人権問題に関する市民意識調査」と「民間ネット調査」について

「人権問題に関する市民意識調査」：5年毎に実施。区别人口比率に基づき 18 歳以上の大阪市民 2,000 人を無作為抽出し郵送にて調査（回答者数は平成27年度 743 人、令和2年度 726 人）

「民間ネット調査」：毎年実施 18 歳以上の大阪市民 500 人、各年代（29 歳以下、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上）ごとに 100 人を対象にインターネットにて調査

民間ネット調査結果についての留意事項

アンケート回答者は民間調査会社に登録するインターネットモニターであり、回答者の構成は「人権問題に関する市民意識調査」における無作為抽出サンプルのような、「市民全体の縮図」ではありません。そのため、調査結果は、「市民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。

以下、「II さまざまな人権課題への取組み」の各基本指標において同様

(大阪市市民局)



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
『にっこりーな』です！
どうぞよろしく！

Ⅱ さまざまな人権課題への取組み

昭和 23(1948)年 12 月の国連総会において採択された「世界人権宣言」及び宣言の内容に法的拘束力を持たせた「国際人権規約」は、今日、人権保障の国際的な基準となっています。国連はこれまで、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連 10 年」を設定するなど、人権の保障を確保する取組みを推進してきました。

こうした国連の動きと連動し、わが国においても、憲法で保障された基本的人権を守るため、必要な法整備が順次行われ、平成 28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権尊重の取組みが進められています。

こうしたなか、大阪市では、「人権が尊重されるまち」の実現に向け、国内外の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、市民・企業・民間団体などと連携・協調を図りながら、さまざまな人権課題に取り組んでいます。

少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、グローバル化、子どもの貧困問題、インターネット・SNS^{*}といった情報通信技術の社会への浸透など、さまざまな状況変化がみられるなか、人権課題は複雑・多様化しており、さまざまな市民の人権擁護を図ることが重要となってきています。

ここでは、10の課題 <①女性、②子ども、③高齢者、④障がいのある人、⑤同和問題（部落差別）、⑥外国人、⑦個人情報の保護、⑧犯罪被害者等への支援、⑨ホームレス、⑩LGBTなどの性的少数者> をとりあげ、それぞれの課題をめぐる今日的な動向や、市民の意識や大阪市の取組みの状況をお示しします。

※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。Facebook、X（旧；Twitter）、LINE、YouTube、Instagram等。

(1) 女性

－女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち－

男女共同参画社会の実現は、憲法に男女平等の理念がうたわれたことが契機となり、戦後の国際社会における取組みとも連動しながら、わが国において着実に進められてきました。少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。この間、社会で活躍する女性も増えてきましたが、一方で就労の分野における男女間の格差やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとして、女性をとりまく課題や問題は、今なお生じています。

このような現状を踏まえ、わが国では、平成26(2014)年10月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、平成27(2015)年9月、女性の職業生活における活躍を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を公布しました。平成31(2019)年4月には「働き方改革関連法」を施行し、さらに、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする「女性活躍推進法」の改正を行い、令和元(2019)年6月に公布しています。また、令和2(2020)年12月には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

また、DVに関しては、平成14(2002)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、以降、順次改正が行われ、その予防と被害からの回復の取組みを推進し、配偶者からの暴力を許さない社会づくりの取組みが進められてきました。

さらに、令和6(2024)年4月には、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「壳春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする壳春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

大阪市では、「大阪市男女共同参画推進条例」を平成14(2002)年12月に公布するとともに、令和3年(2021)年3月に、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画」を策定し、市民や事業者と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に進めています。

【固定的な性別役割分担意識】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男女がともに地域活動に参加し、まちづくりの担い手となるよう取組みを進めることができます。また、長時間労働、男性中心型の労働慣行が存在する中で、育児・介護については女性の負担が依然として多くなっている現状があり、今後、長時間労働の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女ともに仕事と育児・介護を両立し多様な生き方、働き方を選択できるよう社会環境の整備を図ることが必要です。

現在、大阪市では、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」に基づき、職場、家庭、地域生活において固定的な性別役割分担意識が解消されるよう広報・啓発を進めるとともに、仕事と家庭の両立に向けた意識改革として、「大阪市ワーク・ライフ・バランス推進月間」の取組みを官民協働で実施しているほか、男性の家事・育児などへの参画促進等に取り組んでいます。

男女共同参画に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況			
	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 61.9%	令和2年度 62.0%	令和4年度 50.4%
「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合※	民間ネット調査	令和5年度 57.2%	令和6年度 53.0%	

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《男女共同参画に関する状況》

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
社会全体として男女が平等であると思う市民の割合*		令和4年度 17.2%	令和5年度 20.4%	令和7年度 25%以上
男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合*	男女がともに仕事、家庭、地域生活など、さまざまな活動を自らの希望に沿った形で展開できるよう固定的な性別役割分担意識の解消	令和4年度 27.4%	令和5年度 22.8%	令和7年度 30%以下
平日において、家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合(20歳～40歳代男性) *		令和4年度 家事 66.2% 育児 83.3%	令和5年度 家事 78.5% 育児 84.8%	令和7年度 家事 70%以上 育児 70%以上
保育所等の利用定員数**	男女の多様な選択を可能にする支援基盤の整備	令和4年度当初 60,858人	令和5年度当初 61,521人	令和6年度当初 64,634人

* 大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～（令和3年度～令和7年度）：大阪市市民局

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。近年では配偶者やパートナーからの暴力であるDVに加え、交際中の恋人同士の間に起こる「デートDV」も10歳代から20歳代の間にも広がっていることから、男女共同参画社会を推進していく上で克服すべき重大な課題となっています。

このため、大阪市では、「DV防止法」に基づく市町村基本計画でもある「大阪市男女共同参画基本計画」に基づき、平成23(2011)年8月に大阪市配偶者暴力相談支援センターを開設し、区保健福祉センター・警察など関係機関とも連携しながら、被害者の保護・自立支援に取り組んでいます。

DVに関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況			
「大阪市は配偶者・パートナーなどからの暴力（DV。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的なもの等を含む）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合*	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 49.3%	令和2年度 56.5%	
	民間ネット調査	令和4年度 48.6%	令和5年度 50.0%	令和6年度 52.2%

* 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《DVに関する状況》

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
配偶者等からの暴力にかかる相談窓口の認知度*	女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	令和4年度 56.4%	令和5年度 59.4%	令和7年度 80%以上
配偶者・パートナー間において「なぐる・ける」だけではなく、「メールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」をDVとして認識する市民の割合*		令和4年度 43.2%	令和5年度 40.0%	令和7年度 80%以上

* 大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～（令和3年度～令和7年度）：大阪市市民局

パープルリボンについて



女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとすることを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッヂなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40か国以上に広がっています。

(2) こども

－こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち－

こどもに対する虐待、いじめや体罰、貧困問題など、こどもに関する人権侵害が大きな社会問題となっています。こどもは一人ひとり独立した人格をもっており、その人権は最大限に尊重され、守られなければなりません。未来を担うこどもたちが、心豊かで健やかに成長することができる社会づくりを進める必要があります。

わが国では、平成元(1989)年11月に国連総会で採択され、平成6(1994)年4月に批准された「児童の権利に関する条約」に基づき、こどもの基本的人権の尊重や最善の利益の尊重などに取り組んできました。

大阪市では、「こども基本法」とその基本的な方針等を定めた「こども大綱」、大阪府が策定する「大阪府こども計画」を勘案した「大阪市こども計画」に基づき、包括的な視野から、総合的なこども・子育て支援施策を推進しています。

【児童虐待】

少子化や核家族化の進行に伴い、子育てが孤立しがちになることや、DVによる心理的虐待の増加などから、こども相談センターに寄せられる児童虐待に関する通告・相談は依然として高い数値で推移しています。

大阪市では、平成18(2006)年度、各区に要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、各区役所の子育て支援室を中心に大阪市こども相談センター（児童相談所）や関係機関が連携をとりながら対応できる体制を整えてきました。こども相談センターにおいては、平成21(2009)年9月に、24時間365日児童虐待通告・相談に対応する「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、平成28(2016)年10月には、平野区に南部こども相談センターを開設し、令和3(2021)年4月には、東淀川区に北部こども相談センターを開設しました。毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心に、児童虐待防止に向けた広報周知にも取り組んでいます。

また、平成30(2018)年度には、市長をトップとする「大阪市児童虐待防止体制強化

会議」を開催し、令和元(2019)年度からは、大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止体制の強化に取り組んでいます。

さらに、児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもについては、令和4(2022)年6月に改正された児童福祉法（令和6(2024)年4月1日施行）において、措置等の決定時においてこどもの意見聴取等を行うこと、こどもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ体制整備に努めること、施設等入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関による調査審議・意見具申が行われるようにすることにより、こどもの権利擁護にかかる環境を整備することが都道府県等の業務として位置づけられました。これらの状況を踏まえ、令和6(2024)年度より児童福祉審議会新たに「こどもの権利擁護部会」を設置するとともに、意見聴取等措置及び意見表明等支援事業を実施し、こどもの権利擁護にかかる取組みを推進しています。

【いじめ・体罰】

最近のこどものいじめの態様は多様化、複雑化し、外からは見えない形で進行している場合が多く見られます。国が行った「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、全国の小中学校におけるいじめの認知件数は71万1,633件と相当数に上っています。また、教育職員による体罰についても、依然として後を絶たない状況にあります。

大阪市では、「大阪市教育振興基本計画」（令和4(2022)年度～令和7(2025)年度）、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」（令和6(2024)年4月改正）及び「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために～体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針～」（平成25(2013)年9月策定）に基づき、学校における、いじめ、問題行動に毅然とした対応をとるための制度や体罰・暴力行為を生まない学校づくりに取り組んでいます。

【子どもの貧困対策の推進】

子どもの貧困対策は、子育て・教育・福祉・健康など多岐にわたることから、それぞれの分野が横断的に連携し、総合的かつ円滑に推進するため、市長を本部長とする「大阪市子どもの貧困対策推進本部」を設置し、取組みを進めています。

平成 28(2016)年6月から7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与え、若年で親になった世帯やひとり親(主に母子)世帯が経済的に厳しい状況にあることが確認されました。

この結果をもとに、平成 30(2018)年3月に「大阪市子どもの貧困対策推進計画」(平成 30(2018)年度～令和 6(2024)年度)を策定し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に関わらず健全に成長でき、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支える取組みを進めてきました。

令和 5(2023)年6月から7月には再度「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、調査結果からは「必要な人に必要な支援が届いていない」という状況が新たに確認されました。実態調査の結果や、今後の取組みの方向性を整理して策定した「大阪市子どもの貧困対策推進計画(第2期)」(令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度)に基づき、令和 7(2025)年度以降も社会全体で子どもの貧困の解消に向けた取組を進めていきます。

【ヤングケアラー】

子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。家事や家族の世話などに時間を費やすことにより、友達と遊ぶ時間や宿題をする時間が確保できなかったり、学校に遅刻、行けなかったりするなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。

大阪市では、ヤングケアラーの支援を推進するため、令和3(2021)年5月に副市長をリーダーとするプロジェクトチームを設置し、関係所属連携のもと、全市横断的な検討を進めています。

なお、大阪市立中学校生徒を対象とした実態調査(令和3(2021)年11月中旬～令和

4(2022)年1月上旬)を実施し、令和4(2022)年7月に調査結果を公表しました。当該調査結果をもとに、支援策及び相談支援の取組みを進めています。

こどもに関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況			
「大阪市はこどもが各々の個性を發揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う市民の割合*	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 52.5%	令和2年度 61.3%	
	民間ネット調査	令和4年度 50.0%	令和5年度 54.2%	令和6年度 54.6%
「大阪市は子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである」と思う市民の割合*	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 51.5%	令和2年度 59.6%	
	民間ネット調査	令和4年度 51.0%	令和5年度 52.6%	令和6年度 50.2%

* 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

オレンジリボン運動について



2004年9月、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げられて亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに小山市の「カンガルーOYAMA」が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて、2005年にオレンジリボン運動（キャンペーン）を始め、2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、全国的にキャンペーンなど活動を広げています。

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
こども相談センターにおける虐待相談件数※1	児童虐待の防止	令和4年度 6,319件		令和5年度 6,293件
こども相談センターの数※1		平成28年度 2か所	令和3年度 3か所	令和8年度 4か所
「自分によいところがある」と思う子どもの割合※1※2※3	子ども・青少年の「生きる力」を育成	令和3年度 73.0%(小学生) 72.5%(中学生)	令和4年度 76.7%(小学生) 76.0%(中学生)	令和6年度 80% (小・中学生)
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合※1※3	安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実	平成30年度 77.5%(就学前児童) 73.9%(就学児童)	令和5年度 80.8%(就学前児童) 73.4%(就学児童)	令和6年度 80% (就学前・就学児童)
「子育てが地域の人にもしくは社会で支えられている」と感じる保護者の割合※1※3	子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立	平成30年度 65.6%(就学前児童) 69.9%(就学児童)	令和5年度 57.8%(就学前児童) 61.2%(就学児童)	令和6年度 70% (就学前・就学児童)
「子育てのストレスなどから子どもにきつくなってしまう」と答える保護者の割合※1※3		平成30年度 36.3%(就学前児童) 28.4%(就学児童)	令和5年度 31.0%(就学前児童) 26.9%(就学児童)	令和6年度 20% (就学前・就学児童)
いじめの認知件数※4		令和4年度 22,395件(小学生) 1,274件(中学生)		令和5年度 21,873件(小学生) 1,144件(中学生)
「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合※2※4		令和5年度 96.1%(小学生) 94.9%(中学生)		令和6年度 95.7%(小学生) 95.2%(中学生)

※1 大阪市こども青少年局

※2 全国学力・学習状況調査：大阪市一児童（公立）

※3 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）（令和2年度～令和6年度）：大阪市こども青少年局

※4 大阪市教育委員会

(3) 高齢者

－生きがいをもって安心して暮らせるまち－

日本人の平均寿命は、1980 年代半ばから世界最高水準となっています。また、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）についても、令和 2(2020) 年には 28.6%※、大阪市においても 25.5%※と高い水準となっています。

大阪市では、総人口が減少する一方で、65 歳以上人口は、令和 2(2020) 年からほぼ横ばいで推移した後、令和 7(2025) 年以降増加に転じ、高齢化が急速に進展することが見込まれています。とりわけ 85 歳以上人口は、令和 17(2035) 年ごろまで急激に増加し続ける推計となっており、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれています。また、近年では、高齢者虐待、高齢者に対する詐欺事件等、高齢者をめぐるさまざまな問題が生じています。

大阪市では、今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、令和 6(2024) 年 3 月に「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を策定しました。この計画に基づき、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、大阪市の「人権尊重の社会づくり条例」前文に掲げる「一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会」の実現に向け、高齢者の権利擁護や虐待の防止・解決等に向けた施策の推進を図ります。

※ 令和 2 年国勢調査

高齢者に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
「大阪市は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 59.0%	令和2年度 70.4%
	民間ネット調査	令和4年度 58.8%	令和5年度 59.6%
「大阪市は高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 48.9%	令和2年度 62.8%
	民間ネット調査	令和4年度 50.8%	令和5年度 55.0%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
シルバー人材センター会員数	高齢者の生きがいづくりや人材活用の推進	令和4年度 7,827人	令和5年度 7,795人	令和6年度 8,263人
地域包括支援センター設置数※ ¹	身近な地域での相談・支援の充実	令和4年度 66カ所	令和5年度 66カ所	令和6年度 66カ所
介護予防ポイント事業の活動者数※ ¹	社会参加や地域貢献活動を通じて活動者自身の介護予防を推進	令和4年度 256人	令和5年度 376人	令和6年度 500人
高齢者虐待の予防・早期発見※ ¹ （相談・通報・届出件数）	大阪市及び各区高齢者虐待防止連絡会議を通じて、参画する関係機関の連携の強化、啓発・広報の取組みの推進	令和4年度 1,263件	令和5年度 1,278件※ ²	

※1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）：大阪市福祉局

※2 厚生労働省への報告速報値

(4) 障がいのある人

ー障がいのある人と障がいのない人が ともに暮らし活動するまちー

昭和 56(1981)年の「国際障害者年」における「世界行動計画」は、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現のため、効果的な施策を推進することを目的として、昭和 50(1975)年 12 月の「障害者の権利宣言」をさらに詳細かつ具体的に定めたもので、その後の各国の政策の指針となりました。

平成 18(2006)年 12 月には、第 61 回国連総会において、21 世紀では初の人権条約であり、アクセシビリティ、教育、十分な生活水準及び社会保障など 50 か条からなる「障害者権利条約」が採択されました。

わが国では、平成 5(1993)年 12 月に「心身障害者対策基本法」の一部を改正した「障害者基本法」により、対象を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者とすることが定められました。平成 23(2011)年度には、同法律が改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」などの基本原則が定められました。

平成 25(2013)年 4 月には、障がいのある人が自立し、地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざして平成 18(2006)年 4 月に施行された「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、「障害者基本法」における地域共生社会の実現などの内容を含んだ基本理念が定められました。

平成 25(2013)年 6 月には、すべての障がい者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることなどを踏まえ、行政機関など及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮※の提供)などを定めた「障害者差別解消法」が公布されました(平成 28(2016)年 4 月施行)。こうした各種国内法の整備が進んだことにより、平成 26(2014)年 1 月に「障害者権利条約」の批准に至りました。

令和 3(2021)年 6 月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、

「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが図られました。

令和4(2022)年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、共生社会の実現に向け、障がいのある人による情報の取得利用、意思疎通にかかる施策を総合的に推進していくことになりました。

大阪市では、こうした法整備を踏まえて「大阪市障がい者支援計画（令和6年度～令和11年度）」及び、「第7期大阪市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を發揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組みを進めているところです。

※ 合理的配慮：障がいのある方一人ひとりに合った必要な工夫ややり方を考えること

障がいのある人に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況			
	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 40.5%	令和2年度 55.6%	令和4年度 45.8%
「大阪市は障がいのある人が就労の 機会に恵まれ、自立した生活を営める まちである」と思う市民の割合※	民間ネット調査	令和5年度 54.0%	令和6年度 48.2%	
「大阪市は障がいのある人がさまざ まな生活相談ができ、安心して生活を 営めるまちである」と思う市民の割合 ※	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 44.1%	令和2年度 56.7%	
	民間ネット調査	令和4年度 49.4%	令和5年度 51.0%	令和6年度 49.6%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）	
入所施設からの地域 移行者数	地域での自立生活の推進	令和5年度 (令和2年度からの累計) 140人※1	令和8年度 (令和5年度からの累計) 76人※2
施設入所者数		令和5年度 1,242人※1	令和8年度 1,197人※2
精神科病院における 1年以上の長期入院 者数		令和5年度 1,485人※1 (6月末)	令和8年度 1,559人※2
障がい者グループホー ームの利用者数	障がい者グループホーム の利用の促進による自立 した日常生活に向けての 支援の推進	令和5年度 4,612人※1	令和8年度 6,156人※2
福祉施設からの一般 就労者数	福祉施設からの一般就労 者数の増加	令和5年度 1,473人※1	令和8年度 1,140人※2
障がい者虐待の予 防・早期発見（相談・ 通報・届出件数）	大阪市及び各区障がい者 虐待防止連絡会議を通じ て、参画する関係機関の 連携の強化、啓発・広報 の取組みの推進	令和4年度 785件	令和5年度 790件※3

※1 第6期大阪市障がい福祉計画・第2期大阪市障がい児福祉計画（令和3～5年度）の実績値：大阪市福祉局

※2 第7期大阪市障がい福祉計画・第3期大阪市障がい児福祉計画（令和6～8年度）の目標値：大阪市福祉局

※3 厚生労働省への報告速報値

(5) 同和問題（部落差別）－差別のないまち－

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどといったわが国固有の人権問題です。

昭和 40(1965)年 8 月の国の同和対策審議会答申において、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と指摘され、この答申を受けて、昭和 44(1969)年 7 月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、同和問題（部落差別）の解決に向けた取組みが進められてきました。

大阪市においても、法に基づく同和対策事業の実施によって、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題（部落差別）は解決に向けて大きく進んだところです。

平成 14(2002)年 3 月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効により、特別措置としての同和対策事業を終了しました。また、同和対策の一環として始められた事業などの中で、見直しが完全に行われていなかった事業などがあったことから、平成 18(2006)年 11 月に「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について（方針）」を策定するとともに、「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」において進捗監理を行ってきました。

法失効後の同和問題（部落差別）の解決に向けた取組みとしては、平成 13(2001)年 10 月の大阪市同和対策推進協議会の意見具申を踏まえ、教育や啓発、就労などの残された課題の解決に向けて、一般施策によって取組みを進めています。

しかしながら、差別的な発言や落書き、インターネット上の書き込みなどの差別事象が今なお発生しており、差別意識の解消が図られているとは言えない状況にあります。

また、一部の民間会社がマンションの建設予定地周辺の市場調査において、「同和問題に関わってくる地域」といった差別的表現を報告書に記載するなど、土地差別につながるような調査を実施していた事案もあり、入居時もしくは宅地建物の取引においても、「ここは同和地区ですか」といった内容の問い合わせが今もある状況です。

こうしたなか、国においては、平成28(2016)年12月に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

大阪市が、令和2(2020)年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」においても、結婚等の際や住宅を選ぶ際の忌避意識などが、依然として残っていることがわかりました。

大阪市では、インターネット上の書き込みによる差別事象について大阪法務局に対して削除要請の依頼を行うなど、粘り強く適切に対応していくとともに、人権行政を担う職員の意識の向上も含め、取組みを進めています。

今後とも、法律及び附帯決議の趣旨を踏まえ、また、同和問題（部落差別）についての現代的な課題の解決に向けて、学識経験者等から幅広く意見を聞く「大阪市同和問題に関する有識者会議」を開催するとともに、残された課題を解決するために人権啓発に取り組むなど、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進め、同和問題（部落差別）の一日も早い解決をめざしていきます。

同和問題（部落差別）に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
「大阪市は同和地区※1であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのない、差別のないまち」と思う市民の割合※2	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 40.1%	令和2年度 48.5%
	民間ネット調査	令和4年度 51.0%	令和5年度 53.8%

※1 同和地区

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題（部落差別）の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域ですが、平成14(2002)年3月に「地対財特法」は失効し、事業はすでに終了しています。

※2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《差別事象の認知と相談件数》

項目	概要	状況の推移	
差別落書きなど差別事象の件数 (大阪市における把握件数)※	同和問題(部落差別)に対する市民の正しい理解の促進と差別事象や差別意識の解消	令和4年度 15件	令和5年度 24件
同和問題(部落差別)に関する相談件数※	同和問題(部落差別)に関する相談への迅速・適切な対応	令和4年度 10件	令和5年度 10件

※ 大阪市市民局

《就職差別の現状認識》

項目	概要	状況の推移	
「同和地区の人は就職するとき不利になることがある」と思う市民の割合※	同和問題(部落差別)に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成27年度 48.2%	令和2年度 41.7%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」(平成27年度、令和2年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象)：大阪市市民局

《結婚差別の現状認識》

項目	概要	状況の推移	
「同和地区の人は結婚する際、反対されることがある」と思う市民の割合※	同和問題(部落差別)に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成27年度 60.5%	令和2年度 45.8%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」(平成27年度、令和2年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象)：大阪市市民局

《住宅を選ぶ際の忌避意識》

項目	概要	状況の推移	
「住宅の購入、賃貸などの際、小学校区が同和地区と同じ区域になる物件を避けることがある」と思う市民の割合※	同和問題(部落差別)に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成27年度 45.0%	令和2年度 38.3%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」(平成27年度、令和2年度)：大阪市市民局

(6) 外国人　－多文化共生のまち－

大阪市には、韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国人住民^{※1}が居住しており、地域社会の構成員として、その発展に貢献してきました。令和5(2023)年末の市域に居住する外国人住民は、16万人を超え、国籍・地域の数は 160 にも及んでおり、そのうち 34.3%が韓国・朝鮮籍、29.9%が中国籍となっています。平成 25(2013)年以降、ベトナム、ネパール、インドネシアなどから来日する外国人住民が増加しており、外国人住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。また、国籍は日本であっても外国にルーツをもつ住民も増えています。

大阪市では、本市の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、多文化共生施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針」を令和2(2020)年12月に策定（令和6(2024)年11月に一部改訂）し、引き続き、多文化共生社会^{※2}の実現に向けて、必要な施策を総合的に推進しています。

今なお、国籍や民族を理由とした差別やいじめなどの課題があることから、国籍や民族などの違いによる不当な社会的不利益を受けることのない、人権が尊重される社会を実現することが一層重要となっています。

一方、少子高齢化による人口減少時代において社会の活力を維持していくためにも、外国人住民を含むすべての人々が、最大限にその能力を発揮できる社会づくりが必要です。

外国につながる市民^{※3}は支援されるだけの存在ではなく、地域の一員として大阪をともにつくる担い手でもあります。多様な言語・手段による情報提供や相談対応等の充実を図ることはもとより、多文化共生についての市民の理解や交流の促進を図り、外国につながる市民が積極的に地域社会に参画できるような環境づくりを進めていきます。

※1　外国人住民

住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない人のうち市町村の区域内に住所を有する人を「外国人住民」としています。大阪市では、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や、親が外国籍であることなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れて施策・事業に取り組むこととしています。

※2 多文化共生社会

大阪市多文化共生指針において、多文化共生社会を、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会と定義しています。

※3 外国につながる市民

住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。

また、特に近年、ヘイトスピーチによる人権侵害を許さない取組みが課題となっており、国においては「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」が平成28(2016)年6月に施行されました。

大阪市においても、市民等の人権擁護とヘイトスピーチ抑止のため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を平成28(2016)年に施行し、ヘイトスピーチと認定した表現活動について、その拡散を防止する措置や、市としての認識等の公表を行っています。

今後とも、「すべての人の人権が尊重される社会」、「豊かな多文化共生社会」の実現に向けて、多文化共生施策を総合的・効果的に推進していきます。

外国人に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 51.7%	令和2年度 60.6%
「大阪市は外国人住民が、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」と思う市民の割合*	民間ネット調査	令和4年度 56.2%	令和5年度 54.8%
		令和6年度 59.6%	

* 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項目	概要	状況の推移		
Web サイト「大阪生活ガイド（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、やさしい日本語）」へのアクセス数※1	市内在住外国人（転入者等）に、防災・交通・教育・医療などの生活情報を提供	令和3年度 48,103件	令和4年度 77,214件	令和5年度 93,710件
大阪市の外国人住民総数のうち、大阪市ホームページで各種手続きなど暮らしにまつわる生活情報（生活ガイド）が母語で提供されている外国人住民の割合※1	多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実	令和3年度 87.1%	令和4年度 83.0%	令和5年度 80.4%
多言語対応している外国人住民相談窓口での相談件数※2	外国人住民が地域生活で生じるさまざまな問題について多言語で相談できるよう実施	令和3年度 4,261件	令和4年度 4,435件	令和5年度 4,075件
国際交流・多文化共生活動を行う「アイハウス・ボランティア」登録者数※3	自発的な国際交流・多文化共生活動の活性化を図る	令和3年度 382人	令和4年度 468人	令和5年度 402人

※1 大阪市政策企画室

※2 大阪市経済戦略局

※3 市民の自発的な国際交流・多文化共生活動の促進のため、ホームステイや通訳・国際交流イベント、日本語サポートなどのボランティア活動の機会を提供する「アイハウス・ボランティアバンク（（公財）大阪国際交流センター運営）」の登録ボランティア数（大阪市経済戦略局）

(7) 個人情報の保護

－自らの情報が適切に取り扱われているまち－

情報化が進み、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になった反面、情報通信技術の進展により多種多様で膨大なデータ（いわゆるビッグデータ）の利用が可能となり、個人に関する大量の情報が集積・利用されることによる個人情報・プライバシーの保護についての不安が生じています。また、戸籍謄本などの不正取得や個人情報の漏えい事故などが発生すると、重大な人権侵害につながるおそれがあります。

わが国では、平成17(2005)年4月に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。

事業者はその事業の目的のため、個人情報を活用するので、時に、情報を利用される側の個人（市民）との間でトラブルが生じることがあります。また、町内会や自治会などの地域団体や市民活動団体の活動のなかで会員情報を取り扱う場面もあり、そのような場合は事業者として個人情報保護法が適用されますので、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

大阪市では、平成7(1995)年3月に「大阪市個人情報保護条例」を定め、行政機関として遵守すべき内容を明らかにして市民の個人情報の保護に取り組んできました。その中で、事業者が取り扱う個人情報保護で問題が起きた場合、必要に応じ調査、あっせん、処分等を行うこと等を「大阪市個人情報保護条例」で定めていましたが、個人情報保護法の改正により、令和5年(2023)年4月から国の制度に一元化され、これらの規定を廃止しました。

一方で、大阪市ホームページへの掲載や出前講座の実施などによる事業者及び市民に対する法制度の周知・啓発、また、個人情報の取扱いについての相談対応などについては継続して実施しています。

個人情報の保護に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 49.7%	令和2年度 62.7%
「大阪市は事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである」と思う市民の割合※	民間ネット調査	令和4年度 54.4%	令和5年度 54.0%
		令和6年度 55.0%	

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項目	概要	状況の推移	
		令和4年度 32件	令和5年度 22件
民間事業者の個人情報の取扱いに関する相談件数※	個人情報保護に関する相談への迅速・適切な対応		

※ 大阪市市民局

(8) 犯罪被害者等への支援

－地域の人々の理解や協力が得られるまち－

犯罪の被害にあわれた方や、その家族・遺族の方（犯罪被害者等）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった被害に加えて、大きな精神的被害も負うという実態があります。また、捜査や公判などの過程においてもさまざまな負担がかかり、時には配慮にかけた対応により、さらに傷つけられてしまう二次被害を受けることや、さらには周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、孤立感・不信感・無力感を強く抱くこともあります。

犯罪被害者等が被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

平成16(2004)年12月、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、その直面している困難な状況を開示して、その権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、国・地方公共団体・国民の責務が規定されました。また、令和3(2021)年3月には犯罪被害者等基本法に基づき「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

大阪市においても、総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、市営住宅の優先入居をはじめ本市の支援施策や制度についての情報提供や関係機関の紹介などを行うとともに、市民に犯罪被害への理解を深めていただくため、「いのちの大切さを伝える」講演会講師の派遣や、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）にあわせて関係機関・民間支援団体などと連携したさまざまな啓発活動を行ってきました。

こうした中、犯罪被害者等に対する支援施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るという本市の姿勢を明確に示すとともに、犯罪等の被害にあった場合に条例に基づいた支援が受けられるという安心感を市民に持っていただくため、令和2(2020)年4月に「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行しました。本条例に基づき、被害発生の初期段階における早期支援、

見舞金の支給及び日常生活等の支援を実施しています。

引き続き、犯罪被害者等を支える社会づくりをより一層進めていきます。

犯罪被害者等への支援に関する施策・事業などの基本指標

項目 ※1	各年度の状況		
「地域の人々の犯罪被害者等への理解※2が深まっている」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合※3	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 34.5%	令和2年度 45.5%
	民間ネット調査	令和4年度 43.0%	令和5年度 47.4%

※1 令和4年度までは、「大阪市は犯罪被害者やその家族（または遺族）が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」と思う市民の割合

※2 犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などへの「理解」

※3 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

(9) ホームレス

－地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち－

わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した平成8(1996)年頃から大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題となりました。大阪市においてもその現象は顕著にあらわれ、市内のホームレス数は、平成10(1998)年の調査で8,660人と記録が残っています。

この間、本市では、民間団体や地域住民の協力もいただきながら、ホームレスが地域社会の中で自立した生活が送れるよう取組みを進めてきた結果、ホームレス数は820人（令和6(2024)年1月の概数調査）にまで減少しています。

ホームレスの数は大幅に減少しているものの、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化が一層顕著となっていることや、ホームレスに対する偏見や差別が完全に解消されたとは言えない状況にあることなど、解決すべき課題は残されています。

のことから、啓発活動などの人権の擁護に関する取組みを推進するとともに、市内ホームレスの実情にしっかりと対応できる施策を総合的かつ計画的に実施することで、ホームレスが地域社会の中で再び自立した生活が営むことができるよう引き続き取り組んでいきます。

ホームレスに関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
「大阪市はホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」と思う市民の割合*	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 26.1%	令和2年度 38.6%
	民間ネット調査	令和4年度 39.0%	令和5年度 42.8%

* 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項目*	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
安定した住居における個別支援の実施（令和6年度より新たに実施）	自立につながる施策の推進	令和4年度 実施なし	令和5年度 実施なし	令和10年度まで 140人程度を支援
若年層、新規層への積極的な働きかけ		令和4年度 62.8%	令和5年度 71.3%	令和10年度まで 野宿生活期間 1年未満の65%以上 に対し支援を実施
自立支援センターを就労自立により退所1年後の就労定着率	就労支援策の充実	令和3年度退所者 47.2%	令和4年度退所者 66.6%	令和10年度まで 80%以上
自立支援センターを就労自立により退所3年後の就労定着率		令和元年度退所者 52.7%	令和2年度退所者 72.2%	令和10年度まで 60%以上

* 大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）に記載している施策目標

(10) LGBTなどの性的少数者

－自分らしく生きることができるまち－

LGBT などの性的少数者（性的指向、ジェンダーアイデンティティ^{*}に関するマイノリティ）については、性的指向に関して、恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛者（ゲイ、レズビアン）、異性を好きになることもあるれば同性を好きになることもある両性愛者（バイセクシュアル）、またジェンダーアイデンティティに関して、出生時に割り当てられた性（からだの性）とは違う性別で生きる（もしくは生きたいと望む）トランスジェンダーなどの方々が、社会的に少数派であるがために、生きづらさを感じ、周囲から差別的な扱いを受けることがあります。また、本人の許可なく他人に性的指向やジェンダーアイデンティティなどの個人の秘密を暴露すること（アウティング）も、重大な人権侵害です。

誰もがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも性の多様性についてさらに理解を深めて、差別意識をなくしていく必要があります。

こうした LGBT などの性的少数者への理解を深め支援を行う動きは世界的に広がってきており、わが国においても令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行されました。

大阪市においては、淀川区役所が平成 25(2013)年9月に「淀川区役所 LGBT 支援宣言」を行って以降、市全体に取組みを広げています。平成 29(2017)年 4 月には大阪市ホームページに「大阪市 LGBT 支援サイト」を開設し、性の多様性に対する市民の理解促進と市の取組みの情報発信を図るとともに、区役所において市民啓発の取組みを実施しています。さらに、行政窓口での対応マニュアルの作成をはじめ、本市が作成する申請書等の性別記載の見直し、庁舎等のバリアフリートイレ（多目的トイレ）の案内表示の改善や人権相談窓口での相談対応など、LGBT などの性的少数者に配慮した取組みも進めています。

平成30(2018)年7月には「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、令和4(2022)年8月からは、宣誓の対象者に子や親を含めた「大阪市ファミリーシップ制度」として実施しています。

また、事業者等向けの「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」を作成し啓発も行っています。平成31(2019)年1月からは、LGBTなどの性的少数者が直面している課題等の解消に向けた取組みを先進的・先導的に推進する事業者等を認証する「大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度」を実施しています。

※ これまで「性自認」と表記していましたが、LGBT理解増進法の表記に合わせ、「ジェンダーアイデンティティ」と表記します。LGBTは、特定の「人」を指す言葉ですが、すべての人がもつ性のあり方の多様性に焦点をあて、性的指向とジェンダーアイデンティティ(Sexual Orientation and Gender Identity)の頭文字をとって、SOGIという言葉が使われることもあります。

LGBTなどの性的少数者に関する施策・事業などの基本指標

項目	各年度の状況		
	人権問題に関する 市民意識調査	平成27年度 39.7%	令和2年度 51.7%
「大阪市はLGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合※	民間ネット調査	令和4年度 55.2%	令和5年度 54.6%
		令和6年度 55.2%	

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

LGBTなどの性的少数者に関する施策・事業などのその他指標

項目	状況の推移		
大阪市ファミリーシップ制度の宣誓組数（累計）	令和3年度 389組	令和4年度 477組	令和5年度 577組
大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度の認証件数（累計）	令和3年度 32件	令和4年度 40件	令和5年度 43件

Ⅲ 人権行政の推進

「人権が尊重されるまち」の実現を図るためにも、人権尊重の視点からの行政運営を着実に推進する必要があります。大阪市の職員一人ひとりが、職務・職種を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行することが不可欠です。大阪市では、全庁的な推進組織として設置している、市長を本部長とする「大阪市人権行政推進本部」を活用し、また、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置している「大阪市人権施策推進審議会」の意見を踏まえ、人権啓発・相談の取組みや担い手づくり、「人権の視点！100！」実行プログラムに基づく取組みなど、人権施策の全市的な展開を図っています。



(1) 人権啓発・相談の取組み

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権教育・啓発」を人権行政のエンジン、「人権相談・救済」を人権行政のエアバックとして位置づけています。

人権啓発の取組みとしては、大阪市人権啓発・相談センターにおいて、地域に根差した啓発の担い手として活動している「人権啓発推進員」を育成するほか、さまざまな啓発事業を行っています。

- ・人権だより「KOKORO ねっと」の発行（令和6(2024)年度 65,400部作成）
- ・人権啓発DVD等の貸出（令和6(2024)年10月末 貸出数262本）
- ・人権に関するキャッチコピー等作品募集（令和6(2024)年度 応募件数3,550件）
- ・Jリーグセレッソ大阪と連携した啓発事業（子ども人権サッカー教室等の開催）
- ・企業への人権啓発研修の実施（令和6(2024)年度 10回実施）

また、各区役所においても、区民まつりや人権週間にあわせた啓発事業等を実施しています。

人権相談の取組みとしては、大阪市人権啓発・相談センターにおいて、専門相談員を配置し、電話・メールなどによる相談を受け付けており、令和5(2023)年度の相談件数は1,458件となっています。各区役所においても、人権相談窓口を設けており、大阪市人権啓発・相談センターと連携し対応を行っています。

- 【場所】 大阪市人権啓発・相談センター
 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階
- 【電話】 06-6532-7830（なやみゼロ）
- 【ファックス】 06-6531-0666
- 【メール】 大阪市ホームページから<メール人権相談>で検索
- 【面談】 大阪市人権啓発・相談センターでの専門相談員による相談
- 【時間】 平日（月曜～金曜）午前9時～午後9時
 日曜、祝日 午前9時～午後5時30分
※受付は、相談時間終了の30分前までです。

(2) 人権行政の担い手づくり

大阪市においては、多様な市民ニーズに応じるため、さまざまな職務・職種の職員が、市民・事業者との協働のもと、多種・多様な施策や事業を企画・立案・実施しています。

「人権が尊重されるまち」を実現するためには、こうした本市の施策・事業が常に人権尊重の視点に立って運営されることが必要であり、そのためには、本市の行政運営に携わる職員一人ひとりが自らの役割を理解し自覚するとともに、高い人権意識を持って施策・事業を立案し、日常業務を遂行することが求められます。

大阪市では、一人ひとりの職員が、人権についての理解を深め、多様性を受容[※]しながら、各自の担当業務において常に「人権の視点」を意識した行政運営を行えるよう、毎年、全職員を対象とする人権問題研修を実施するとともに、さまざまな職種、階層の職員に対し、多様な人権に関する研修を実施し、人権行政の担い手となる職員の育成に取り組んでいます。

※ 性別やこども、高齢者、障がいのある人、LGBTなどの性的少数者など、さまざまな人の違い等を互いに認め合い、受け容れること。

項目	概要	現況数値
人権問題研修（階層別）の受講者数 [※]	人権問題に対する正しい理解と認識を身につける	令和5年度 1,267人
人権問題研修（管理者層）の受講者数 [※]		令和5年度 2,412人
人権問題指導者研修の受講者数 [※]	所属人権研修における指導的役割を果たすリーダーを育成する	令和5年度 45人

※ 大阪市総務局

(3) 人権の視点からの行政運営の推進

－「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み－

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においては、人権行政の「標識」として、行政運営における人権尊重の視点を明らかにした「人権の視点！100！」を策定しています。

この「人権の視点！100！」は、人権を尊重した業務や取組みとはどのようなものかを具体的にわかりやすく市民や職員に示し、共有化することを主眼としており、次の6つの観点から具体例を示したものです。

【1】伝える（情報公開・広報）

- ・わかりやすく
- ・情報の得にくい市民にも届くように
- ・正確に・適切に
- ・情報をガラス張りに

【2】聴く・知る（広聴）

- ・幅広い市民から意見・批判・提案を聞く
- ・さまざまな機会や場をとらえる
- ・現状を把握する
- ・市民の思いを市政に活かす

【3】備える（環境整備）

- ・ソフト・ハードとともにだれもが
参加しやすい環境づくり

【4】支える（行政サービス）

- ・サービスを利用しやすくする

【5】つながる（協働）

- ・市民と市民がつながる
- ・市民と行政がつながる

【6】務める（事業者としての責任）

- ・事業者として人権にかかわり責任を
果たす

大阪市が施策・事業を実施するにあたっては、この「人権の視点！100！」を最大限踏まえることとしており、これに基づき、既存事業の総点検を行うとともに、その結果をもとに、人権の視点から事業の改善を行う「人権の視点！100！」実行プログラムを各所属において策定し、全庁的に人権行政の推進に取り組んでいます。

項目	概要	状況の推移	
「人権の視点！100！」 実行プログラムの策定※1	施策・事業の企画・立案、日常業務の遂行における人権尊重の視点に立った点検・改善の実施	令和5年度 全50所属※2 50件	令和6年度 全50所属※2 50件

※1 大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～：大阪市市民局

※2 大阪府・市の共同設置である局のうち、府が幹事団体となっているもの等を除く50所属を実行プログラムの取組みの対象としています。

大阪市を「人権が尊重されるまち」にするためには、この「人権の視点！100！」実行プログラム、また、本指標でとり上げた各人権課題における施策をはじめ、大阪市人権啓発・相談センターで行っている人権啓発及び人権相談の取組みなど、すべての施策や取組みが、人権尊重の視点に立って不断に進められることが不可欠です。そして、これらの取組みの現状を、市民、地域団体やNPO、企業などの地域社会の担い手の皆様にお示しし実感していただくことが、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組みを進めていくことにつながるものと考えています。

この「人権が尊重されるまち」指標は、今後も、社会経済情勢の変化や各々の取組状況などを踏まえ、市民の皆様に身近なものとなるよう、常に見直し、修正を行い、「『人権が尊重されるまち』とはどのようなまちか」「何がどうなれば、『人権が尊重されるまち』に近づいていると実感できるか」を明示し、市民に実感してもらうための「道しるべ」として役立てまいります。